

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年8月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300462号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400025号

第1 結論

請求者のA事業所における共済組合員としての取得年月日を昭和54年4月1日、喪失年月日を昭和62年4月1日に訂正し、標準報酬月額については、昭和54年4月から昭和61年3月までを16万651円、昭和61年4月から同年9月までを19万円及び同年10月から昭和62年3月までを18万円とすることが必要である。

昭和54年4月1日から昭和62年4月1日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から昭和62年4月1日まで

A事業所に勤務していたが、請求期間に係る年金記録がない。A事業所勤務当時の共済組合員証と、B機構から入手した履歴表を提出するので、請求期間を年金の加入期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係るA共済組合員証及び独立行政法人B機構が原本証明した履歴表を提出しているところ、当該履歴表には、「54 4 1 準職員を命ずる」及び「62 3 31 願いにより職員を免ずる」と記載されていることに加えて、当局の照会に対するC共済組合の担当者の陳述から、請求者は、昭和54年4月1日から昭和62年3月31日までの期間において、A事業所に職員として勤務し、A共済組合員であったことが認められる。

一方、A共済組合員であった期間は、平成9年4月1日以降、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第5条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、請求者の同共済組合員としての資格取得年月日に係る記録を昭和54年4月1日、資格喪失年月日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和61年3月以前の標準報酬月額は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第9条の規定により計算することとされており、履歴表、C共済組合の担当者の陳述から、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、昭和54年4月から昭和61年3月までを16万651円、昭和61年4月から同年9月までを19万円及び同年10月から昭和62年3月までを18万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400056 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400026 号

第 1 結論

- 1 請求期間①について、請求者の A 事業所、B 事業所及び C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正並びに D 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者の D 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 8 年 4 月 1 日から平成 10 年 7 月 1 日まで
② 平成 19 年 8 月 25 日

D 事業所設立認可の申請書類として必要なものに職員名簿があり、職員名簿への記載時点で雇用保険と厚生年金保険に加入していることが定められていたため、A 事業所の代表であり、B 事業所の施設長であった私自身外 2 名の合計 3 名は施設 (C 事業所) オープンの 2 年前に厚生年金保険に加入した。

また、平成 10 年 6 月 1 日にオープンした C 事業所における厚生年金保険の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

さらに、D 事業所で勤務していた請求期間②に係る賞与記録がないため、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 8 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 15 日までの期間 (以下「請求期間甲」という。) については、D 事業所に係る履歴事項全部証明書により同法人成立前の期間であることが確認できる。

一方、請求者は、請求期間甲において、A 事業所の代表であり、B 事業所の施設長として勤務し、厚生年金保険に加入した旨主張しているが、請求者は、請求期間甲に係る資料を所持していないことから、請求者の請求期間甲における勤務について確認することができない。

また、請求者は、D 事業所設立認可の申請書類として必要なものに職員名簿があり、同名簿への記載時点で雇用保険と厚生年金保険に加入していることが定められていた旨主張しているものの、社会福祉法人の所轄庁である E 県は、平成 8 年から平成 10 年頃の社会福祉法人設立認可の申請において同名簿を添付する必要はなく、同名簿記載時点で、同名簿に記載された者が雇用保険及び厚生年金保険へ加入していることといった定めもない旨回答しており、D 事業所及び前述の E 県が提出した D 事業所に係る社会福祉法人設立認可申請書の必要書類であ

る添付書類目録には、役員名簿（就任予定者）の記載はあるものの、職員名簿の記載は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A事業所及びB事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

このほか請求者の請求期間甲における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間甲において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 2 請求期間①のうち、平成10年3月16日から平成10年7月1日までの期間（以下「請求期間乙」という。）については、D事業所に係る履歴事項全部証明書により同法人成立後の期間であることが確認できる。

一方、請求者の雇用保険被保険者記録によると、C事業所における資格取得年月日は平成10年6月1日と記録されていることが確認できる上、D事業所及び同法人の担当者は、請求者は平成10年6月1日から正社員であり、C事業所の施設長であった旨回答及び陳述していることから、請求者が請求期間乙のうち、平成10年6月1日から同施設において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D事業所は、平成10年6月1日より前の期間における請求者の勤務実態については不明であり、請求期間乙に係る賃金台帳等の資料はない旨回答しており、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間乙当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、D事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成10年7月1日であり、C事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、請求者の戸籍の附票により確認できる請求期間乙当時の住所地であるE県F市は、請求者の国民健康保険の加入履歴について、資格取得年月日は昭和45年1月1日、資格喪失年月日は平成10年7月1日であり、資格喪失に係る異動事由は社保加入、届出年月日は同年9月24日と回答している。

このほか請求者の請求期間乙における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間乙に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間②について、オンライン記録により確認できる請求者のD事業所に係る平成19年支給の標準賞与額は、支払年月日を同年7月20日とし、金額が50万1,000円とされているところ、同法人が提出した請求者に係る平成19年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、賞与の支給月日欄には「7. 20」、総支給金額欄には「501,000」と記載されており、前述のオンライン記録と一致している上、請求期間②における賞与支給の記載はない。

また、オンライン記録によると、請求期間②においてD事業所に係る厚生年金保険被保険者資格がある者15名（請求者を除く。）のうち、平成19年夏の賞与記録がない1名以外は、賞与支払年月日が同年7月20日と記録されており、請求期間②の賞与記録はない。

さらに、請求者は、賞与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間②における賞与の支給を確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。